

総務常任委員会

令和6年12月18日（水曜日）

総務常任委員会

令和6年12月18日（水曜日）

付議事件

《付託議案》

- 議案第 1 号 令和6年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち所管事項
- 議案第 2 号 旭市議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 3 号 旭市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 4 号 旭市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 5 号 旭市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 6 号 旭市使用料及び手数料に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 10 号 千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について
- 議案第 12 号 指定管理者の指定について
(道の駅 季楽里あさひ)
- 議案第 15 号 専決処分の承認について
(令和6年度旭市一般会計補正予算)

出席者（9名）

委員長	景山岩三郎	副委員長	崎山華英
委員	木内欽市	委員	伊藤房代
委員	林晴道	委員	遠藤保明
委員	菅谷道晴	議長	飯嶋正利
議員	戸村ひとみ		

欠席委員（なし）

傍聴議員（2名）

議 員 永 井 孝 佳

議 員 常世田 正 樹

説明のため出席した者（18名）

秘書広報課長 寺 嶋 和 志

行政改革
推進課長 椎 名 実

総務課長 山 崎 剛 成

企画政策課長 柴 栄 男

財政課長 池 田 勝 紀

税務課長 榎 澤 茂

市民生活課長 齋 藤 邦 博

会計管理者 小 澤 隆

消防長 常世田 昌 也

監査委員
事務局長 杉 本 芳 正

その他担当
職員 8名

事務局職員出席者

事務局長 穴 澤 昭 和

事務局次長 黒 柳 雅 弘

副主幹 菅 晃

開会 午前10時 0分

○委員長（景山岩三郎） おはようございます。

大変お忙しい中、ご苦労さまでございます。最近、インフルエンザ等が大流行していますので、皆様にはご注意を十分にさせていただきたいと思えます。

ただいまの出席委員は7名、委員会は成立いたしました。

それでは、総務常任委員会を開会いたします。

本日、飯嶋議長に出席をいただいておりますので、ご挨拶をお願いいたします。

議長。

○議長（飯嶋正利） おはようございます。

委員の皆さん、大変ご苦労さまでございます。一昨日の建設経済常任委員会、昨日の文教福祉常任委員会と、今日残す総務常任委員会ということで、大変ご苦労さまでございます。

本日は、一般会計補正予算を含む9議案について審査をいただくことになっています。どうぞ慎重なるご審議をお願いいたしまして、簡単ではございますが、ご挨拶と代えさせていただきます。

それでは、景山委員長、よろしくをお願いいたします。

○委員長（景山岩三郎） ありがとうございます。

次に、執行部よりご挨拶をお願いいたします。

総務課長。

○総務課長（山崎剛成） 改めまして、おはようございます。

着座で失礼いたします。

本日は、総務常任委員会の開催、大変お疲れさまでございます。

本日の委員会に審査をお願いいたします議案は、全部で9議案でございます。

その内訳でございますが、まず、予算関係が1議案で、議案第1号、令和6年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち、総務常任委員会の所管事項。

次に、条例関係が5議案でございまして、議案第2号、旭市議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第3号、旭市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第4号、旭市一般職の職

員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、議案第5号、旭市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第6号、旭市使用料及び手数料に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

次に、規約の制定に関する協議が1議案で、議案第10号、千葉縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉縣市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について。

次に、指定管理者の指定についてが1議案で、議案第12号は、道の駅季楽里あさひについて。

最後に、専決処分の承認についてが1事案でございまして、議案第15号は、令和6年度旭市一般会計補正予算（第4号）についてでございます。

執行部といたしましては、委員の皆様方からの質疑に対しまして、簡潔明瞭に答弁するよう努めてまいりますので、よろしくお願いいたしたいと思っております。

○委員長（景山岩三郎） ありがとうございます。

議案の説明、質疑

○委員長（景山岩三郎） ただいまから、本委員会に付託されました9議案の審査を行います。

初めに、議案第1号について、補足説明がありましたらお願いいいたします。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（椎名 実） 着座にてご説明をいたします。

議案第1号、令和6年度旭市一般会計補正予算の議決について、マイナンバーカード交付・更新事務に係る受付カウンター設置の内訳を、本会議において委員会で説明するよう求められましたので、補足説明をいたします。

補正予算書の12ページをお開きください。

歳出になります。2款1項1目説明欄2の庁舎管理費1,003万2,000円のうち、本会議で説明したとおり、マイナンバーカード交付・更新事務に係る受付カウンター設置費用が578万1,490円となります。

その内訳ですが、諸経費を込みで、まず一つとして、申請書作成のためのパーティショ

ンつきハイカウンター1台、この設置費用が52万2,900円。

二つ目として、受付のためのパーティションつきローカウンター1台の設置費用が106万6,000円。

三つ目として、同じく受付用のパーティションつきローカウンターになりますが、こちらは、長さが2台分の長いタイプのもので、1台の設置費用が163万4,200円。

四つ目として、疑義受付のためのパーティションつきローカウンター1台の設置費用が53万2,600円。

そのほか、職員の執務用の椅子が4脚で29万4,400円。来客者のための椅子が6脚で27万9,000円。これらの配送費用などが26万円。そのほか、マルチカート2台、ワゴン4台が66万6,800円。

合計525万5,900円に消費税10%を加算して578万1,490円となります。

今回予算に計上した什器類は、多くの来庁者が訪れる本庁舎の顔となる1階のロビー内に設置することから、周囲との調和を図るため、現在本庁舎で使用している什器類と同じものを計上させていただきました。

以上で、議案第1号、マイナンバーカード交付・更新受付カウンター設置の内訳の説明を終わります。

○委員長（景山岩三郎） 担当課の説明は終わりました。

議案第1号について、質疑がありましたらお願いいたします。

崎山委員。

○委員（崎山華英） ありがとうございます。

今回の、歳出のほうの今ご説明いただいた12ページ、総務費一般管理費の庁舎管理費1,003万2,000円についてなんですけれども、すみません、ちょっと私のほうで機器を導入するのかと思ったんですけれども、あくまでパーティションの設置費用で500万円ほどかかるということで、はい、分かりました。

これは、今もう既に窓口のほうはできている状態ですけれども、それとは別の近くの部分に、何かパーティションができる、窓口の位置関係がいまいち、何か配置図とか資料が全くないので、ちょっといまいちイメージがつかめていないんですけれども、どの辺りに置かれるのかということと、特にお聞きしたいのが、これは必ず窓口へ行かないとできない手続なのか。できないのであれば、どのような理由で窓口でないといけないのかというのをちょっとまず一つお伺いしたいと思います。

○委員長（景山岩三郎） 崎山委員の質疑に対し、答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（椎名 実） 場所については、玄関を入れていただいてすぐ左側に、少し広いスペースがあります。その奥にピアノがあるような状況、あそこの少し広いスペースを使って、今言った何か所かのカウンターを設置して、受付やら審査やらというようなことをするような予定であります。

これが、実際に市民課が所管になりますから、お客様が来たとき、市民課のほうでやっていたらいいんですが、かなりの人数が想定されるということで、本来業務のほうはかなり人を流すのに大変な状況になってしまいます。それでいろいろなことを検討した際に、例えば1か所、会議室とかを潰すのかとか、外へ持っていくのかとか、いろんな議論をしたんですが、住民にとって一番利便性のいいのは、そこにカウンターをつけて、それでさばくことが一番であろうというような判断の中で、そちらに設置するというようなことにしました。

（発言する人あり）

○行政改革推進課長（椎名 実） そうです。入ってすぐ左側というイメージでいただければ。

○委員長（景山岩三郎） 市民生活課長。

○市民生活課長（齋藤邦博） 手続のほう、本庁舎でないとできないのかということなんですけれども、ただいまマイナンバーカードの更新で訪れている方、5回目の誕生日まで有効の電子証明書の更新です。これは市役所、市町村窓口での再設定が必須となっています。

○委員長（景山岩三郎） 崎山委員。

○委員（崎山華英） 分かりました。

そうしましたら、窓口の手続に必要なもの、あと手続にかかる大体の考えられる時間と、あと休日の手続というのは、何か検討されているのかとか、あと期限までに、多分期限があると思うんですけれども、期限までに庁舎のほうで手続しなかった場合、こういったことが起きてしまうのかをちょっと教えてください。

○委員長（景山岩三郎） 崎山委員の質疑に対し、答弁を求めます。

市民生活課長。

○市民生活課長（齋藤邦博） 電子証明書の更新手続で必要なものは、J-L I Sから送られてくる電子証明書の更新の案内の封書です。それとマイナンバーカード、それから暗証

番号をお忘れの場合には、本人確認が必要になりますので本人確認書類が必要です。この3点を持ってきていただきたいと思います。

それから、休日は、毎月第4日曜日の午前は受け付けて、交付手続を行っています。

それから、期限なんですけれども、5回目の誕生日まで電子証明書は有効で、その3か月前にJ-LISから封書が届くわけなんですけれども、3か月を過ぎてしまいますと、電子証明書が無効になってしまう。つまりコンビニエンス交付などで、住民票などが取得できなくなるというようなことが生じます。

以上です。

○委員長（景山岩三郎） 市民生活課長。

○市民生活課長（齋藤邦博） すみません。漏れました。1人当たりにかかる時間なんですけれども、おおむね10分程度、暗証番号をお忘れになった場合には10分以上ということになります。6桁と4桁の暗証番号を再設定していただかないとならないということになります。

以上です。

○委員長（景山岩三郎） 崎山委員。

○委員（崎山華英） 丁寧に教えていただきましてありがとうございます。

ちょっと来庁するのがかなり手間とは思いますが、それをちょっと手続しないとなかなかコンビニ交付とか、できることができなくなってしまうというところがありますので、再度市役所のほうからも周知とか、あと休日も手続ができることとか、啓発をやっていただければと思いますので、よろしくお願いします。

私からは以上です。

○委員長（景山岩三郎） ほかに質疑はございませんか。

林委員。

○委員（林 晴道） それでは、本会議に続いて、詳細な部分を伺いたいと思うのですが、まず、18款2項1目です。財政調整基金繰入金2億1,059万9,000円についてであります。財政調整基金の状況を確認しますので、ちょっとこの間では、言い直しかあって、よくトータルで分からなかったもので、改めて15年前、10年前、5年前と比較をした基金の推移と、増減の主な要因について、具体的にお伺いします。

それから、もう一点、ふるさと応援寄附推進事業4,358万1,000円と、ふるさと応援基金積立金8,700万円の増加であります。本市においては、様々な広告宣伝、それからP

R活動など膨大な税金を投入していますので、当初予算が大きな見込み違いであったようです。今回の増額補正でも、見込みが大変甘いのではないかと考えますが、再度担当課の見解を求めます。

以上です。

○委員長（景山岩三郎） 林委員の質疑に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（池田勝紀） すみません、本会議では、すぐ15年前の数字が出なくて申し訳ございませんでした。5年前までしか用意していなかったもので、申し訳ございません。

15年前と10年前でよろしいでしょうか。15年前がもう一度金額の確認ということで18億7,669万円、10年前が62億4,891万6,000円になります。今現在、追加ですけれども、今回の補正が通りましたら、一応年度末の見込みとしましては73億円ちょっと残るかということになります。

15年前から、大分基金のほうは積み上がってきているというところがございます。状況としましては、直近では、令和3年、4年、5年と、財調のほうに積み上げるのではなくて、減債基金のほうに3年間積んでいるという状況がありますので、そこら辺では、多少積み上げがちょっと減ってきているという部分がありますが、取りあえず減債基金のほうは、目標の30億円ぐらいは積みたいというところは、一応目標に達してきましたので、これからはまた財調のほうに積み上げていきたいと、そういうふうを考えています。漏れていますか、大丈夫ですか、いいですか。

（「現在と5年前を比較した推移の増減が、結構な勢いで上がってきているので、その大きな要因を、もうちょっと分かりやすく聞いておきたいな」の声あり）

○委員長（景山岩三郎） 財政課長。

○財政課長（池田勝紀） 主な要因は、基本的には財政調整基金は決算剰余金の半額を下らない額を積むというところの中で、そういったところで剰余金のほうが、多少は見越してこっちへ繰り入れるよりもあったのかなというところで増えてきている。

また、直近5年については減っているのは、先ほど申しましたが、減債基金のほうに積み上げているので、少し数字のほうは減っているという状況になります。

何で積み上がっているのかということ、要はそれだけ、例えば前にも本会議で言ったような気もするんですけども、いろんな積み上がってきた20年間というところの中で、行

政改革として、まだやり足りない部分があるのではないかという部分で、公共事業の削減だとか、今やっと進み出した学校の統合だとか、そういった部分で大きな財政出動がもしあった場合に、その辺を使えるというところで、今までそれがやってあれば、もしかしたらこの基金というのは、ここまでは積み上がってなかったのかなと、そういうふうに個人的には思うところです。

○委員長（景山岩三郎） 企画政策課長。

○企画政策課長（柴 栄男） では、補正予算書 13 ページで、ふるさと応援基金、寄附金ですが 8,700 万円増、見込みが甘かったのではないかということでございました。

まず、当初予算につきましては、例年、過去の伸び率を踏まえて当初予算を計上いたします。今回の補正の考え方なんですけれども、昨年の寄附額の実績、上半期の実績、それと今年の上半期の実績を比較しまして、全体的におよそ 140%の伸びがございました。ということで、このままの推移でいけば、当然同様の程度で伸びるのではないだろうかということ踏まえて出したのが、今回の増額分 8,700 万円となっています。

以上です。

○委員長（景山岩三郎） 林委員。

○委員（林 晴道） それでは、財政調整基金の繰入金について、今回は、特に人事院勧告等を踏まえての影響が 1 億 4,000 万円強となりまして、初めてこれに対しての繰入れだということですが、これ非常に大きいですね。

それとは別にしまして、直近 5 か年での財政調整基金の繰入れを行った実績、これについて、5 か年、どういう推移なのか伺いたいと、そのように思います。

もう一点、ふるさと応援寄附推進事業、いわゆる返礼品に関わる点についてなんですが、本会議で聞いたのを再度何かゆっくり話してもらったんですけれども、もうちょっと詳しく、詳細を聞きたいと思って質疑をしていますので、ぜひともご理解いただきたいと思うんですけれども、当初予算よりも増加した具体的な返礼品目だとか、増加を見込む返礼品目については伺いましたけれども、まだまだ増額をするような要素がたくさんあるというふうに感じています。それらに関して、担当課としては認めないようなことでありますけれども、違う視点があるのかどうなのか、違う視点があるのかどうなのかを伺いたいと、そのように思います。

○委員長（景山岩三郎） 林委員の質疑に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○**財政課長（池田勝紀）** 直近5か年の取崩し額ということですが、令和元年につきましては4億200万円、令和2年が5億2,000万円、令和3年度が4億5,977万1,000円、令和4年度が6億5,000万円、令和5年度が5億4,390万1,000円となっています。

○**委員長（景山岩三郎）** 企画政策課長。

○**企画政策課長（柴 栄男）** まず、ふるさと応援寄附が増額している中で、返礼品で増えているものにつきましては、やはりハマグリが一番伸びています。全体的に寄附も増えていますので、相対的に増えていますけれども、伸びとしてはやはりハマグリが一番多いような状況です。

まだ増加する要素があるということですが、これは議案質疑のときもお答えしましたが、私も、ふるさと応援寄附自体、全国的に伸びていますし、旭市もまだまだ伸びる要素はあるというふうに思っています。今までも寄附が増えるような、どうやったら増えるかというのはやってきましたけれども、引き続き、どうやったら増えるかというのは検討して、検討というか考えていきたいと思っています。

以上です。

○**委員長（景山岩三郎）** 林委員。

○**委員（林 晴道）** 財政調整基金の繰入金の実績、5か年伺いましたけれども、その5か年の主な要因を伺いたいと思います。

それから、ごめんなさい、なかなか質疑の意が伝わらないようなんですけれども、何か違う視点があるから増額すると、僕も思っているんですけれども、それを認めないのか、その辺だけちょっと分かりやすく伺えればと思っています。

○**委員長（景山岩三郎）** 林委員の質疑に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○**財政課長（池田勝紀）** 直近5年間、今、数字を申し上げました。それぞれ数字が多い場合もあれば、少ない場合があると思います。この辺に関しては、繰入金の考え方なんですけれども、基本的には予算を調整するに当たって、まずはそのときにどういった執行すべき事業があるかというところ、その事業をやるについては、どういった財源があるのかというところですね、そういうのを、結局財源がなければ支出ということもできませんので、そのときに必要な予算執行が、これをやらなければいけないということであれば、財源があれば、特定財源、国・県から来る財源と、あとは市税とか一般財源があります。

補正の場合ですと、当初見越した歳入財源というのはない場合があります。そういった

ときに、どうしてもこの予算を執行したいというときであれば、財政調整基金があるのであれば、足りない一般財源について入れるということなので、だから都度都度、そのときのやりたい、執行したい事業というのが、年度年度でやっぱり違うと思うので、そのときのことを勘案しながら、この事業をやらなければいけないということであれば、不足した財源については、財政調整基金があるのであれば、それを使っていく。これはどの自治体でも、今までも補正予算を何回も何回もやっていますけれども、そういった形の考えで繰入れを行っているというところになります。

○委員長（景山岩三郎） 企画政策課長。

○企画政策課長（柴 栄男） それでは、ふるさと応援寄附を増やすに当たって、違う視点とはということでありました。今までやっていたのと違う考え方としましては、今、中間事業者といった、寄附を受けて返礼品の発送をする事業者があるんですけれども、その事業者において、近隣もそうなんですけれども、新たな返礼品の開発にたけているところ、また違ったPRの仕方にたけているところ、そういった事業者がありますので、そういったところの活用も検討していきたいと考えています。

以上です。

○委員長（景山岩三郎） 林委員。

○委員（林 晴道） すみません、財調のほう、実績から、ちょっとこれ順当かと思って導き出したいと思って、直近5か年の財調の繰入れの実績、それから見た場合の要因を聞いているんです。僕は、前回、副議長という立場でちょっと質疑を控えていた時期がありまして、ちょっと聞きたくても聞けなかったところが多くて、例えば、何か以前はコロナが要因であって、対策だとか言っていた、そういう具体的なやつで、直近5か年聞けたらいいと思っているんです。

ふるさと応援寄附推進事業についてですが、何度も言いますけれども、様々な本市の広告だとかPRしている部分で、そこにも税金が大量に投入されていますので、ふるさと納税が増加する要因にもならなければいけないだろうと、そのように思っているんです。その点、それに対する税金の投入、それに対する費用対効果に関して、分かりやすく担当課の見解を伺ってみたいと、そのように思います。

○委員長（景山岩三郎） 林委員の質疑に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（池田勝紀） まさに林委員のおっしゃるとおりの要因というのは、一番初めに

考えられるところです。やっぱりコロナというのは皆さんご存じのとおり、後でいろんな財源が来たりもしますけれども、当面やっぱり初期出動でやる部分というところもありますので、そういった部分ではいろんな事業、コロナ対策をしたりとか、それ以降につきましては、物価高騰について、結構国のほうからいろんな対策ということでありましたので、そういった部分がやっぱり大きな要因なのかということになります。

あと、ちょっと個別なのはいろいろそのときの状況でありますので、福祉の関係だとか子育ての関係だとかということろで、増えているところもあるのかというふうに考えています。

○委員長（景山岩三郎） 企画政策課長。

○企画政策課長（柴 栄男） それでは、ふるさと納税の関係の費用対効果の考え方ということでした。

まず、ふるさと納税をしていただくためには、旭市を知っていただくということが大事で、そこに関しては、いろんなふるさと応援寄附の事業であったり、そのほかの事業であったりしてPRしているところです。そういったPRをして、知っていただけたということが、寄附の増加につながっている一面もあるということは、実際そういう効果があるというふうには感じています。

ふるさと応援寄附推進事業に関して言いますと、これは、寄附が増えれば、当然経費も増えてくるわけですが、それは国の定めた範囲内で増えていっているわけなので、こちらについても、当然、どんどん増えていっていただきたい。それに関する経費で必要な分は、それは増えていくというふうに思っています。

費用対効果、具体的に数値がどのくらいかというのは、申し訳ないですが、それは出せませんけれども、金額が増えてきているということを考えれば、効果は上がっているのではないかというふうに考えています。

以上です。

○委員長（景山岩三郎） 林委員。

○委員（林 晴道） 財政調整基金繰入金、財調ですね、ざっくりとしたところで分かりました。

ただ、もうちょっと心配なので確認したいのは、繰入れの充当、充当計画というのはしっかりあるものなのか。今年度、それからこの先、その辺をイメージした中で、充当計画はあるのかをお伺いいたします。

ふるさと応援寄附推進事業、こちらのほうも大枠は承知しています。今後も、旭市をPRするところに税金を投入して、こちらに反映させるというような考え方、そういう思惑のようなことは、担当課としては、最後にいかななものでありましょうか。

○委員長（景山岩三郎） 林委員の質疑に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（池田勝紀） 繰入金の充当計画というのは、特には策定はしていません。多分ほかの自治体もなかなかないのかと思うんですけども、充当に当たっては、そのときの、要は事業のほう、これはやらなければいけない事業だということのまず認識という中で、その中で不足な部分、財源が見越せない、税金だとか交付税とかで見越せない部分だとか、足りない部分につきましては、財政調整基金の金額にもよりますが、基本的には、要は健全な財政がこれから先失われていないのか、いかな範囲の中でできるのかというところが、一つの判断材料かなというところになります。だから、財調が幾らというよりは、そのときの財政出動として、市民に対してこういった事業をやる、やらなければいけないのかどうかというところだと思うので、でも、なくなればそれはもう、要は支出のほうを削減しなければしょうがないという話になりますので、今現在はまだ、要は財政のほうも健全な財政を維持できているというところなので、財調のほうも70億円以上あるという中で、今回の繰入れということの考えになりました。

以上です。

○委員長（景山岩三郎） 企画政策課長。

○企画政策課長（柴 栄男） 市のPR、税金を使って導入してPRしているので、担当の考えということでした。

旭市をPRするのに、今力を入れている部分がございます。旭市をPRするに当たっては、これは結果ふるさと納税も増えるほうにもつながりますが、まずは旭市を知っていただくことで、訪れてくる人も増える。関係人口も当然増えるだろうし、これがまた移住・定住につながる、旭市を知っていただかないと、そもそも旭市が分からないので興味も湧かない。名前を知っていただくことで、何だろう、あそこ、じゃ移住も考えられるのかと、そういったところまで広がっていくと思っていますので、ふるさと納税の増えるのも含め、そういった市をPRすることで、よい流れができると考えていますので、引き続き取り組んでいきたいと思っています。

以上です。

○委員長（景山岩三郎） 林委員。

○委員（林 晴道） 財調の件、計画はないということで、多分これ、通告して質疑に入れば、計画をある程度言ってくれたと思うんです。その根拠は、僕もほかの議会のこういうような質疑事例を調査していますけれども、何らかのしっかりとした返答があるので、今の回答はちょっと担当課長としては口が滑ってしまったんだろうと思って、また後でそういう計画があるかと思うので、教えていただけたら、今回は納得したいと、そのように感じるころなんですけれども。

であれば、充当先の優先順位の考え方、優先順位に関して、これもほかの議会や、そういうところでは結構聞くことでありますので、その点、本市の財政課の見解を求めたいと、そのように思います。

ふるさとは分かりました。

以上です。

○委員長（景山岩三郎） 林委員の質疑に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（池田勝紀） 繰入金の優先順位というよりは、事業の優先順位というふうになるのかなと思います。基本的には、優先順位がないようであれば、今回の補正にも多分歳出としては載ってきていないと思います。今回は、1号議案、補正予算について、こういった支出のほうが必要だということで判断して、上程しているところなので、支出する部分に対しての財源不足ということで、補填しているということになります。繰り入れているということになります。

推計のほう、なかなか繰入金が年度ごとに幾らというのはないんですけれども、総合戦略の策定、今やっていますけれども、その中で財政推計というところではお示ししているんですが、特に、個別にその部分がどうだということはないんですけれども、そういった形で代替というか、考えられるのかということですが。

以上です。

○委員長（景山岩三郎） ほかに質疑ございますか。

（「はい」の声あり）

○委員長（景山岩三郎） ただいま、戸村議員より発言の申出がありましたが、おはかりいたします。

委員の皆様のご許可が必要となりますので、どういたしましょうか。ご異議ございません

か。許可することにご異議ないですか。

(発言する人なし)

○委員長（景山岩三郎） ご異議ないようですので、戸村議員、どうぞ。

○議員（戸村ひとみ） ありがとうございます。

それでは、庁舎改修工事について質疑したいんですが、私、本会議のほうで質疑いたしましたら、委員会のほうで詳細にわたりましての説明をされるということでご答弁があったんですが、それで、私、本日傍聴に参りました。

せめて図面というんですか、図面ぐらいは、あといろんな経費の表ぐらいは出されるのかと思って来たんですけども、図面も出ない。いろいろな金額についても口頭で説明がありまして、図面はないんですか。あと、経費の表みたいなものもないんですか。質疑で大体どの辺ですかねと、いや、大体入って左ぐらいをイメージしてもらえばいいかと思えますとか、これ議会ではないですよ、委員会ではないですよ。大体で何か済んだら、私たち議員は要らないですよ。これはもう議会軽視というか、委員会軽視というか、そのレベルだと思うんです。詳細にわたって委員会での説明をしますと答弁ありましたよね。

図面があるのかないのか。ないのだったらどうしてないのか、あるのだったらどうして委員会で示されないのか。

それから、いろいろローカウンターだとか、ハイカウンターだとか、いろいろありまして、ワゴンだとか、ちょっと書き取れなかったので、ざっくりしか私も書き取れていないんですが、後ほどこの資料はいただきたいと思います。

それで、椅子、カウンターで職務をされるための職員の椅子ですか、4脚で29万何千円と言われました。市民の手続にいらっしゃる方の椅子が6脚でしたか、ちょっときちんと書き取れていないんですけども、6脚27万9,000円とかという話だったんですが、それで、今現在市で使っている、職員が使われている椅子と同等のものということだと、という説明でした。4脚29万何千円ということは、職員は今現在1脚7万円なにがしの椅子をお使いなんでしょうか。そここのところをお願いします。

○委員長（景山岩三郎） 戸村議員の質疑に対し、答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（椎名 実） 本会議において詳細という話ありました。これは一つ一つ見積り等を取っていますので、そういった資料は持っているんですが、それを一つ一つ

説明するのは細かいかなということで、ここで詳細というのは、一つのものについて幾らかかるというのを説明するというような話だったと思います。

それで、あと、職員が7万円の椅子に座っているかどうかというところまでは分かりません、それは。

(「同等のものとおっしゃった」の声あり)

○行政改革推進課長(椎名 実) はい、それは物については同等、同等というのは、イメージとしては、今の、余剰とは言いませんけれども、空いているスペースに今のカウンターや机が並ぶというイメージを持ってくださいという話です。

それで、確かにそれは図面のようなものはありません、確かに。ですので、そこに設置をして、大まかに書いたようなものはありますけれども、図面というものは用意していなかったもので、それでちょっとお出しはできませんでした。ですから言葉での説明にはなりましたが、何がなくて何が安いという基準がよく分からないんですけれども、必要で、今あるものを、今あるものと同等のものを用意するというので、それで、それについての見積り等は取って、その結果、この金額になったということです。

以上です。

○委員長(景山岩三郎) 戸村議員。

○議員(戸村ひとみ) 課長、答弁には責任を持ってください。私、椅子のことに對しましても、高いとか安いとか全くそんな評価を入れていません、質疑の中に。高いからとかというように一言も言っていません。課長はそういうふうの高いとか安いとかというふうにおっしゃいましたが、私が高いというふうにいるという想定での答弁だと思うんですけれども、私そんなこと一言も言っていません。同等のものと言われたので、7万円何がしかの椅子を職員は使ってらっしゃるんですかと聞いたんです。それがどういう椅子を使っているか分からないとか、それでは同等のものという、答弁と全く矛盾ですよ、これ。この辺きちんとしてください。

○委員長(景山岩三郎) 答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長(椎名 実) すみません、高いか安いかというのは、高いというのは本会議の中で、この額は高いという、たしか発言を受けたので、それで今、私そういう話をしました。

それで、同等品と、要するに、どういったものをそこに備えるのかというのを説明する

際に、カウンター部分を増やすという意味で、今あるものを、同等のものを設置するというような説明をしたつもりでいます。

以上です。

○委員長（景山岩三郎） 戸村議員。

○議員（戸村ひとみ） それでは、椅子は同等ではありませんか。カウンター部分を増やすということで同等なものとおっしゃいましたので、カウンター部分が同等、椅子は同等ではないですか。7万円何がしかの椅子を選ばれたその根拠をお願いします。

○委員長（景山岩三郎） 行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（椎名 実） 見積りを取った際に、品番等は変わるかもしれませんが、同じようなものということで、同じ業者から見積りを取りましたので、その額が申した金額になります。

ただ、これは今後は入札になりますので、必ずしもこの額ということではないです。今は見積りを同じ業者に、庁舎をやって備えていただいた業者から見積りを取った額がこれ、それと同等品と言ったのは、全く同じもの、品番が変わるかもしれませんが、全く同じもの見積りを取った金額です。ですから、これを今度、実際には執行する際には、入札にかかると思いますので、この金額で買うというような、買うとか補充するというようなお話にはならないかと思います。

以上です。

○委員長（景山岩三郎） 戸村議員。

○議員（戸村ひとみ） 入札にかかると思いますのでとおっしゃいましたが、入札ですか。確実ですか。

○委員長（景山岩三郎） 行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（椎名 実） 今後入札になります。

それで、今、使っている職員の椅子についても、定価が7万円で、それで入札で、結果落ちたというようなことが、今ある椅子の状況になります。

○委員長（景山岩三郎） 戸村議員。

○議員（戸村ひとみ） 確認です。今現在、職員が使ってらっしゃる椅子は7万円の椅子なんですね。

（「定価7万円」の声あり）

○議員（戸村ひとみ） 定価7万円とはどういうことなんですか、それ。それこそ入札で落

ちて購入した金額ではないんですか。定価7万円ってどういうことですか。ちょっとそこをはっきりさせてください。おかしいですよ。

○委員長（景山岩三郎） ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前10時47分

再開 午前10時48分

○委員長（景山岩三郎） 引き続き会議を開きます。

戸村議員の質疑に対し、答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（椎名 実） 椅子ですけれども、予算を取ったときは7万8,000円でした。それが入札をかけて、落札した結果として5万8,428円。

（発言する人あり）

○委員長（景山岩三郎） 戸村議員、今答弁していますから。

○行政改革推進課長（椎名 実） 5万8,428円で落札されたということです、椅子1台当たりについて。

以上です。

○委員長（景山岩三郎） 戸村議員。

○議員（戸村ひとみ） それで今回も同等なものをいわゆる見積りにして、入札価格として出すのに、7万8,000何ぼというのを出されるということですね、定価が。定価7万8,000幾らで出されるということですね。それで入札で応札してきた人の中で、当然のことながら一番安いところから入れるということになるんでしょうけれども、そうすると、結果5万幾らになるかもしれないというような、そういうことでよろしいですね。あとで細かいところの数字までのをください。分かりました。

あと、図面はないということでもよろしいですね。分かりました。

○委員長（景山岩三郎） ほかに質疑ございますか。

（発言する人なし）

○委員長（景山岩三郎） 特にないようですので、議案第1号の質疑を終わります。

続いて、議案第2号から議案第5号までの4議案について、関連がありますので、補足

説明がありましたら一括してお願いいたします。

総務課長。

○総務課長（山崎剛成） 議案第2号から議案第5号までの4議案につきましては、本会議の補足説明並びに議案質疑でご説明したとおりでありますので、加えての説明はございませんのでよろしくお願いいたします。

○委員長（景山岩三郎） それでは、議案第2号から議案第5号までの4議案について、一括して質疑に入ります。

質疑ございますでしょうか。

林委員。

○委員（林 晴道） 本会議で、僕、旭市議会の議員報酬というところで質疑を行わせていただきました。やはり最低賃金等上がっている状況でありますけれども、市民の現状を把握したり、調査してみますと、なかなか簡単にはい、そうかといけないので、やっぱりこれは質疑だとか質問を重ねて、取り組まなければならないというように思うんです。ですから、ここには、一般職員の給与に関する条例もありますので、そちらの部分ということで、自分のほうの襟を正し、律した後で、皆さんのほうにもちょっとお伺いしてみたいと、そのように思うんですが、改めてそちらのほうから見た場合に、人事院勧告を踏まえたことによりまして、特に民間準拠という部分に関してはどのようなお考えであるのか、具体的に伺いたいとそのように思います。

○委員長（景山岩三郎） 林委員の質疑に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（山崎剛成） それでは、民間準拠ということですが、本会議のときの回答とちょっと重複してしまうところもありますけれども、人事委員会を設置していない旭市におきましては、情勢適応の原則という、まず、民間企業との給与水準の均衡を図ることが示されていまして、民間企業との給与水準の均衡を図るということにおきまして、国の人事院であったり、県の人事委員会の勧告というものに対しまして、市として準拠しているという形が、民間準拠という形になるというふうに認識しているところでございます。

以上でございます。

○委員長（景山岩三郎） 林委員。

○委員（林 晴道） 今まで、このことに関しては議員報酬にも必ず直結することであるの

で、しっかりと質疑を重ねて、市民の実態を見越して、採決に臨まなければならんなど思っ
てここまで活動してまいりました。今回が一番何だか簡素で、ちょっと市民に伝えづら
いなという答弁であるので、あえてここでもうちょっと続けていきたいと思うんですけれ
ども。

地方公務員法の第24条第2項には、法の趣旨としては、旭地域の民間事業者の従事者
の情報を考慮せよと、そのようにうたっていると読み解けるわけなんです。本市では、市
内の実態を調査をしないという回答をもう十数年いただいているんですが、もうちょっと
その辺柔軟に、軽度でもいいので、そういう目線を持たないのかを聞きたいのであります。

特に、企業規模50人以上かつ事業所規模50人以上であるのですけれども、調査の対象
が、それは旭市では、この間回答あったように件数は少ないんです。例えば、それを30
人に絞って、どのぐらいの件数があるのかとか、そういうような調査はしているのか、し
ていないのか、もし分かるようだったら教えていただきたい。

それから、前回、本会議でお答えいただいた50人以上という部分が、どういったよう
な事業所であるのかも併せて伺いたいとそのように思います。

○委員長（景山岩三郎） 林委員の質疑に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（山崎剛成） 旭地域の民間事業者の状況に合わせてというようなお話でござい
ましたが、やはり市としては、当然、地域企業との給与とかを比較して、ボーナスとか給
与とか、その辺を決定していくことが確かに理想ではあるのですが、やはりその人数です
ね、人数を30人に抑えて調査してはどうかというところのご質疑なんですけれども、や
はり調査のまずノウハウだとか、そういったサンプル数の制約だとか、調査したときのデ
ータの信頼性だとか、あとやるときの物理的、人的、財政的な面に関して、やはり費用が
かかるということで、今現在は30人に抑えての調査のほうも考えてはいないというところ
でご理解いただきたいと思います。

あと、50人以上の事業者ということでございますが、50人以上の旭市の主な業種とい
うことですが、それはちょっと今手元に業種別のものがないもので、また後で回答させて
いただきたいと思います。

以上でよろしいですか。

○委員長（景山岩三郎） 林委員。

○委員（林 晴道） やはり旭市内の民間事業者の実態とかけ離れていないのかと、そうい

う部分が、何度も言います、心配なんです。やはり自分らだけ報酬だとか給料が上がって、よかったなということだけでは済まないんですね、税金を頂戴している限り。やはりそういう調査だとか実態把握をしっかりとつかんでいるんだというものを、しっかりと市民に提示をしていかないと、なかなか受け入れ難いと思うんです。役人天国だとか、そういう何かよくない言葉も出てしまうので、やっぱりしっかりとそういう調査や実態把握をやっていますと、そういったような、検討しますぐらいな感じ、今まで言ってくれたんだが、今回ないからね。ちょっとその辺が気になったところであります。いかがでしょうか。

○委員長（景山岩三郎） 林委員の質疑に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（山崎剛成） それでは、民間のそういった給与だとかボーナスの調査につきましては、今後十分研究しながら、調査研究させていただきたいと思います。

以上です。

○委員長（景山岩三郎） ほかに質疑ございますか。

（発言する人なし）

○委員長（景山岩三郎） 特にないようですので、議案第2号から議案第5号までの質疑を終わります。

議案の審査は途中ですが、11時10分まで休憩いたします。

休憩 午前10時59分

再開 午前11時10分

○委員長（景山岩三郎） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き議案の審査を行います。

続いて、議案第6号について、補足説明がありましたらお願いをいたします。

企画政策課長。

○企画政策課長（柴 栄男） 議案第6号につきましては、本会議の補足説明並びに議案質疑でご説明したとおりでありますので、加えての説明はございません。よろしくお願いたします。

○委員長（景山岩三郎） それでは、質疑に入ります。

議案第6号について、質疑がありましたらお願いいたします。

崎山委員。

○委員（崎山華英） お願いします。

まず、もし資料があればなんですけれども、道の駅のほうの使用料で、各施設があると思うんですが、現在の利用状況、例えばこの施設がどういった業者が使っていて、どれぐらいの数の業者が使っているだとか、その中の現状をちょっと教えていただきたいのと、あと、今回値上げした額の算出根拠をちょっと教えていただきたくて、何か別の施設などを参考にしたのかとか、どういった理由で今回のこの金額になっているのかの詳細を教えてください。

これはあくまで限度額ですというご回答が、質疑のほうにあったと思うんですけれども、現行の使用料というのは、今本当に限度額いっぱいの使用料だと思うんですけれども、改正の後に、限度額いっぱいの使用料にするのかどうかというのは、いつどのように決定するのか教えてください。

○委員長（景山岩三郎） 崎山委員の質疑に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（柴 栄男） では、道の駅の現在の施設ごとの利用状況ということでした。

まず利用、飲食提供スペースはレストランになります。テナントスペース1、これはパン屋です。テナントスペース2がアイスといいますかジェラート。テナントスペース3が、スムージー。あと農水産物等販売施設は、野菜等を売っているスペースになります。イベント広場、芝生広場は外の広場。加工施設、会議室は中にある、本当に加工室と会議室になります。

すみません、それぞれの利用状況、何人が使ったかというのは、ちょっと数がございません。

次に、値上げの額の根拠になります。本会議でも議案質疑でちょっとお話ししましたが、施設開設以来、ずっと値上げをしてきていなかったというものがあまして、現行の利用料金に一律10%、物価上昇分相当ということで10%を加味しました。

それと、テナントスペースごとに単価が、平米当たりの単価が違っていましたので、平米単価をそろえました。

あと、今回の条例改正は限度額ということになります。いつ決まるのかというお話でした。まだ次の道の駅の指定管理が決まっていないので、決定した後にはっきり決まると

いう段取りになります。

以上です。

○委員長（景山岩三郎） 崎山委員。

○委員（崎山華英） 分かりました。決定した後に改めて決めるということなんですけれども、ほぼ限度額いっぱいの使用料になるという可能性が高いという認識ではなく、それも話し合いの中で決定されるということですね。もしかしたらそのまま現行どおりの使用料になるかもしれないし、限度額の中での、間を取ってとか、その中の範囲での使用料になるという認識でよろしいですか。はい、分かりました。

そうしましたら、下の別表第2のほうに移るんですけども、多機能端末機で発行する場合の手数料が200円と区別されるということで、多機能端末機というのは、コンビニ交付という認識で合っているのか、それともコンビニ交付以外にも何かあるのか、多機能端末機の詳細を、すみません教えてください。

○委員長（景山岩三郎） 崎山委員の質疑に対し、答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（椎名 実） 多機能端末機とは、コンビニにあるものです。それで、旭市の電子計算機と電気通信回線によって接続された端末機で、各種証明書を自動的に交付する機能を有するものを、多機能端末機と言っています。コンビニにあるコピーを取る、そのことです。

○委員長（景山岩三郎） 崎山委員。

○委員（崎山華英） ありがとうございます。そうしますと、200円で差別化というか、コンビニ交付したほうが安くなるということは、コンビニ交付したほうを推進したいということもあると思うんですけども、近年、コンビニ交付の発行率が上がってきているのかとか、そういったデータがもしあれば教えていただきたいんですが。

○委員長（景山岩三郎） 崎山委員の質疑に対し、答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（椎名 実） コンビニでの交付率ですけども、2021年については5.6%でした。2022年については9.9%です。2023年については17.7%と上がっているような状況です。

○委員長（景山岩三郎） ほかにございますか。

菅谷委員。

○委員（菅谷道晴） ちょっと教えていただきたいんですがございますけれども、本年度、季楽里の収支というか、利益が出てということだったと思うんですが、私の記憶が正しければ。幾らの利益か、もう一度教えていただきたいのと、季楽里あさひ、旭市が筆頭株主ということで多分説明があったと思うんですが、単年度で、株主に対して、例えば旭市が出資していれば、旭市に利益分を、市のほうの財政のほうに入れてらっしゃるのか、その辺どうなのか教えていただけたらありがたいです。よろしくお願いします。

○委員長（景山岩三郎） 菅谷委員の質疑に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（柴 栄男） すみません、ちょっと確認です。最初の質疑でしたが、利益がどのくらいかという。

（「そうです」の声あり）

○企画政策課長（柴 栄男） ちょっと待ってください。

それでは、道の駅の売上額ではなくて利益でお答えします。

令和5年度においては2,000万円、令和4年度は1,690万円、令和3年度が1,200万円ほど利益が上がっています。年々利益のほうは上がっている、純利益になりますけれども上がっている状況です。

その利益に対して、株主への還元なんですけど、これにつきましては、配当につきましては、株主に配当をしています。すみません、ちょっと金額は確認させていただきたいと思えます。すみません。

失礼しました。1株当たり1,000円を配当しています。当然、市もそうですし、株主であるJAちばみどり、商工会、海匠漁協、そのほか市内の銀行にも当然配当しています。

以上です。

○委員長（景山岩三郎） いいですか。ほかに質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○委員長（景山岩三郎） 特にないようですので、議案第6号の質疑を終わります。

続いて、議案第10号について、補足説明がありましたらお願いいたします。

総務課長。

○総務課長（山崎剛成） 議案第10号につきましては、本会議の補足説明並びに議案質疑でご説明したとおりでありますので、加えてのご説明はございませんので、よろしくお願いします。

○委員長（景山岩三郎） それでは、質疑に入ります。

議案第 10 号について、質疑がありましたらお願いいたします。

（発言する人なし）

○委員長（景山岩三郎） 特にないようですので、議案第 10 号について質疑を終わります。

続いて、議案第 12 号について、補足説明がありましたらお願いいたします。

企画政策課長。

○企画政策課長（柴 栄男） 議案第 12 号、指定管理者の指定について、企画政策課から補足説明を申し上げます。

本日配付いたしました選定審査基準表について説明をさせていただきます。

旭市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第 5 条の規定により、公募を行わず指定管理者候補者の選定を行いましたが、この表につきましては、その際用いた審査基準表になります。

記載の評価基準の項目ア、イ、ウにつきましては、同条例の第 4 条の規定により、第 1 号から第 3 号に掲げる選定の基準に照らしたものです。

結果、当該施設の指定管理者として十分な実績や、施設の管理運営において設置目的の達成に向けた理解がなされており、指定管理者としての業務遂行能力を有していることから、指定管理者候補者に選定することといたしました。

以上で、議案第 12 号の補足説明を終わります。

○委員長（景山岩三郎） 担当課の説明は終わりました。

議案第 12 号について、質疑がありましたらお願いいたします。

崎山委員。

○委員（崎山華英） お願いします。

第 12 号の指定管理者の指定についてなんですけれども、こちら株式会社季楽里あさひのほうに、市から指定管理料というのは利用料等で充当しているということだったと思うんです。充当しているということで、表面上見えないんですけれども、5 年間の推移とかそういうを出しているのであれば、教えていただきたいんですが。出していらっしゃいますでしょうか。

○委員長（景山岩三郎） 崎山委員の質疑に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（柴 栄男） ここにつきましては、指定管理料は出しておらず、自前とい

うか自主事業という形でやっている。それをもって会社を運営しています。なので市から指定管理料という形では支出はしていません。

○委員長（景山岩三郎） 崎山委員。

○委員（崎山華英） 分かりました。

ちなみに、充当している利用料等の内訳は、ちょっとどういったことになっているのかが、ちょっと私がまだ理解をしていなくて、例えば建物、先ほどの使用料の分と、あと土地の賃借料とかそういうのが全部指定管理料と相殺みたいなことになっているのか、ちょっとごめんなさい、内容が分かってなくて、何で充当しているのか、この利用料等の中身ですね。

○委員長（景山岩三郎） 崎山委員の質疑に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（柴 栄男） 先ほどの利用料について言えば、あれは株式会社季楽里あさひの収入になります。単純に施設を使っただけの分が、会社にとっての収入として入ります。

以上です。

○委員長（景山岩三郎） 崎山委員。

○委員（崎山華英） 利用料が単純に株式会社季楽里あさひの収入になる分、指定管理料を払わなくていいという協定になっているんですか。それとはまた別の話なんですか。

○委員長（景山岩三郎） 答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（柴 栄男） 指定管理のやり方ですけれども、市から指定管理料を支払って、その施設を管理してもらいやり方。それと、指定管理料は支払わないで、自前の運営で管理してもらいやり方がありまして、道の駅については、市からの指定管理料はなくて、自分たちの運営の中で収益を上げて、利用料もそうですし、出荷者、出荷される方が、基本はあそこで野菜を販売するときは、会社で手数料を取っています。その手数料などを収入源としまして会社を運営しています。

以上です。

○委員長（景山岩三郎） 崎山委員。

○委員（崎山華英） ちょっと質疑のほうで、新たな取り組みなどは予定していないような回答だったと思うんですけれども、これまでいろいろな事業努力されていたと思うので、

利益のほうも年々上がってきていると思うんです。この5年間株式会社季楽里あさひがどういった経営方針で、どのようなことに力を入れて、5年間の間にまたいろんな改良とか改善とかやってきたと思うんですけれども、どういったことに力を入れてきたのかとか、あとどういった客層を主にターゲットにしているとか、そういった運営方針ですとか、どういったところに力を入れているのかというのをちょっと教えていただけたらと思います。

○委員長（景山岩三郎） 崎山委員の質疑に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（柴 栄男） 年度ごとの考え方というのは、毎年、株主総会を開きますので、そのときに資料で、前段で今年の考え方なり目標なりというのを記述されています。すみません、今ちょっと詳しいのはないんですけれども、まず道の駅の使命である道路利用者の休憩機能であること、情報発信であったり、あと地域経済の活性化、その三つが道の駅の基本になると思うんですけれども、まずは基本はそこを確実に行うこと。

あと、コロナ禍であれば、そういった部分も配慮してというのがありますが、現在であれば、基本はまずさっき言いました休憩機能、情報発信機能、地域連携機能を確実に取り組んでいく、その結果が、道の駅季楽里だけではなく、会社もそうですし、出荷者協議会もそうですし、そういったところと連携しながら、うまく毎年運営を行っていつている。それが結果、今のいい形になっているのかなというふうに理解しています。

客層につきましては、特にこの年代というのはありませんが、基本、利用者の割合、これはちょっとはっきり出ているわけではないんですけれども、近隣の利用者のほうが多いというがあるので、リピーター、近隣もそうですし、市外、県外の方もそうですが、まずリピーターを増やしてもらいたいというのと、休憩もそうですが、まず、あそこへ行って新鮮な物が売っている、その辺のPRのほうにも力を入れてやってもらっているというふうな状況かと思います。

以上です。

○委員長（景山岩三郎） 崎山委員。

○委員（崎山華英） ありがとうございます。私もたまに利用するんですけれども、確かに近隣の方の利用者が多いと思って、野菜とかすごく新鮮で安いですし、今後はもっといろんな遠方からも来れるような、何か工夫とかやってほしいという思いとかも、いろいろあるのかもしれないんですけれども、これからも運営のほうをやって、頑張っていたきたいなと思っています。

以上です。

○委員長（景山岩三郎） ほかに質疑ございますか。

林委員。

○委員（林 晴道） それでは、引き続いて、道の駅季楽里あさひの指定管理者の指定について、伺いたいのは、まず改めてこの施設、設置の目的等があれば伺いたい。

それから、設置の面積、総面積、それから管理いただく附帯している建築物を全てちょっと伺いたいと思います。

○委員長（景山岩三郎） 林委員の質疑に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（柴 栄男） まず、設置目的ですが、先ほどちょっとお話ししました、まず、道の駅としましては、設置の目的ですが、目的としましては、道路利用者の安全で快適な道路交通環境の提供、それと地域振興に寄与というのが基本的な道の駅の考えとなります。

すみません、面積なんですが、ちょっと今手持ちがございませんので、後で、すみません、回答させていただきたいと思います。

建築物ですが、道の駅の施設本体、あとトイレ、芝生広場、遊具、電気充電器、あと駐車場が主なものになります。

以上です。

○委員長（景山岩三郎） 林委員。

○委員（林 晴道） 附帯する建築物、ちょっと指定管理して、管理してもらうのに非常に重要なので、駐車場はいいんですけれども、建築物が改めてちょっともし分かれば、はっきりとお答えいただけたらありがたいと思います。

それから、現在の利用状況と言えいいんですか、例えば売上げだとか集客人数、目標に対して売上げがプラスになっているので、達成していると思うんですけれども、その辺の状況がどのようなものなのか、詳細をちょっと伺いたいと思います。

○委員長（景山岩三郎） 林委員の質疑に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（柴 栄男） まず、売上げ、ちょっと答弁漏れがあったら、すみません、指摘していただければと思います。まず売上げになりますが、令和5年度につきましては9億7,700万円、令和4年度が9億2,900万円、令和3年度が8億3,500万円、令和2年

度が8億1,200万円、令和元年度が7億5,300万円となっています。

あと、すみません、ちょっと細かな施設につきまして、今資料を用意しますので。

○委員長（景山岩三郎） 林委員。

○委員（林 晴道） すみません、調べれば分かる数字的な売上げの金額もありがたかったんですけども、要は目標をしっかりと達成できていて、順調な経営であるのかというのを重視して聞きたかった。

それから、利用状況として、集客、先ほどと一緒にですけども、見込みに対してこれだけクリアしていますというのを聞いてみたいと、そのように思います。

○委員長（景山岩三郎） 林委員の質疑に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（柴 栄男） すみません、まず順調な経営なのかということからですけども、先ほど売上げを申し上げましたとおり、経営としては順調な経営を行っています。売上げの見込みなんですけど、これは毎年、先ほどちょっとお話ししました総会で、年度ごとの目標数値、売上額を出します。それに対して、大体それを上回るような結果が出ていますので、経営としてもよくやっただけにいます。

それと、施設の管理ですけども、道の駅、まず面積になります。先ほどの質疑の答弁漏れの部分になります。道の駅の建物面積ですが、延べ床面積で1,544.85平方メートル。あと附属するものとして、資材倉庫、ボンベ置場、あずまや、駐車場がありまして、施設としては以上となります。あと、敷地全体の総面積になります。1万5,452平米が総敷地の面積となります。

以上です。

○委員長（景山岩三郎） 林委員。

○委員（林 晴道） 前者、前々者で、決算というか財政の状況を確認してもらっていたんですけども、もうちょっと、後ででも結構なので、資料的に、そうであれば予算が幾らで見た中で、決算としてはこの数字だったので、これだけ財政的にはいいんですということちょっと聞いてみたいと思ったので、その辺いただけたらと思います。今は結構です。

あと、集客は、ちょっと人数程度でもないですか。その辺をちょっと聞いてみて判断したいと思うんですけども、お願いします。

○委員長（景山岩三郎） 林委員の質疑に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（柴 栄男） 失礼しました。利用人数になります。令和5年度126万9,000人、令和4年度122万人、令和3年度112万7,000人、令和2年度111万3,000人。こちら、コロナ禍もありましたけれども、各年度順調に利用者数も伸びている状況です。以上です。

○委員長（景山岩三郎） 林委員。

○委員（林 晴道） 順調であるという発言とその形、よく分かりました。分かれば結構ですが、今、道の駅も人気なんですよね。類似施設、その辺と比べた状況で、本当に順調な本市の道の駅季楽里あさひは、ほかの施設と比べても遜色がないような順調な形で、入れ込み人数あたりでちょっと比較してもらえたらありがたいかと、分かれば結構です、お願いします。

○委員長（景山岩三郎） 林委員の質疑に対し、答弁を求めます。
企画政策課長。

○企画政策課長（柴 栄男） 令和5年度の近隣施設の集客の比較になります。先ほど言いました道の駅季楽里あさひにつきましては126万9,000人。多古になります。66万4,000人。水の郷さわら115万4,000人。一番近くですがふれあいパーク八日市場56万7,000人。単純に集客数を比較しますと、季楽里あさひとしては、今言った中では一番多いような状況になっています。以上です。

○委員長（景山岩三郎） 林委員。

○委員（林 晴道） 今、非常にいい結果を聞いて安心しました。よかったなというふうに思います。

そのほかで、旭市の指定管理者候補者選定委員会の状況を最後に聞いてみたいと思うんですけども、提出された事業計画書等の資料を基に、総合的に評価し、審査を行った結果、該当施設の指定管理者として業務遂行能力を有する者と、先ほどお話を伺いました。

では、指定管理者候補に選定した、選定委員の状況をここでも聞いてみたい。全委員対象に、ちょっと人物紹介を求めたいと思ひまして、例えば委員に有識者とされる方がいらっしゃれば、有する知識を確認したいと思ひますので、職業だとか役職で結構でありますので、お答えいただきたいと思ひます。

○委員長（景山岩三郎） 林委員の質疑に対し、答弁を求めます。
企画政策課長。

○企画政策課長（柴 栄男） 道の駅季楽里あさひの指定管理者の選定につきましては、旭市の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例の第5条で、公募によらない指定管理候補者の選考等ということで、公募ではなくて、株式会社季楽里あさひに申請をするように、こちらから申請をするようにやって、それで会社からこちらに申請書を上げてもらった形になっています。

この選考に当たっては、選定委員は設けませんで、担当のほうで評価をしています。
以上です。

○委員長（景山岩三郎） 林委員。

○委員（林 晴道） こちら選定委員会がなかったのを知りませんで、すみません。

総合的に、いろいろと内容等を吟味されたんだろうと、そのように推測はしますし、それに対して何ら疑義はありませんけれども、当施設の価値だとか潜在能力を発揮してもらって、道の駅、一義的には旭市の顔ですよ、農畜産物がもうここでPRするんだということなので、旭市のPRをするような、そういう部分はどのような取り組み、話合いがあったのか、なかったのか、現状、その辺いかがなものなのかを最後に聞いてみて、終わりにしたいと思いますが。

○委員長（景山岩三郎） 林委員の質疑に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（柴 栄男） 道の駅につきましては、やはり旭市を代表する施設の一つであるとこちらでも理解しています。当然、会社のほうも理解してまして、施設の適正な管理もそうですし、PR、外へのPRにも力を入れている。当然、休息施設ではあるんですけども、やはり新鮮な野菜等も目玉になっていますので、その辺は十分注意して、管理等を行っていただいています。

市のPRについては、ホームページ、SNSなんかも活用していますが、折があるごとに、雑誌であったり、そういったところにも、雑誌なんかも利用しながらPRをしていますので、引き続きPRのほうにも励んでいただけたらと思っています。

以上です。

○委員長（景山岩三郎） ほかにございますか。

（「なし」の声あり）

○委員長（景山岩三郎） 特にないようですので、議案第12号の質疑を終わります。

続いて、議案第15号について、補足説明がありましたらお願いいたします。

財政課長。

○**財政課長（池田勝紀）** 議案第15号につきましては、本会議の補足説明並びに議案質疑でご説明申し上げました。加えての説明はございませんので、よろしく申し上げます。

○**委員長（景山岩三郎）** それでは、質疑に入ります。

議案第15号について、質疑がありましたらお願いいたします。

崎山委員。

○**委員（崎山華英）** お願いします。

今回、衆議院選挙の運営費のほうだったと思うんですけども、選挙の期日の決定がかなり直前だったというところで、未確定とはいえ、事前に準備を行っていないともう間に合わないようなところだったと思うんですけども、どのような対応を今回されていたのかということと、今回のように、直前のスケジュール決定で、業者の発注だとか作業について、遅滞が起きたりだとか、また職員の残業が通常選挙業務以上に増加したなど、こういった急なスケジュール決定で、何か影響があったのかどうかというのをちょっとお聞かせいただきたいなと思いました。

○**委員長（景山岩三郎）** 崎山委員の質疑に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○**総務課長（山崎剛成）** 今回の衆議院選の関係なんですが、やはりいつ選挙になるかというのは、前もって、情報がたくさん流れていましたので、一番短いもの、短い期間ということ想定しながら、準備のほうはしていたところでございます。やはり一番短い期間での想定をしながらでも、事前事前に準備をしてきたつもりではございますけれども、衆議院議員選挙、最高裁判官の審査もございまして、いろんな事務量というのはやはり多いものでございまして、残業等も多めに出してしまったというのが現状でございます。

以上です。

○**委員長（景山岩三郎）** 崎山委員。

○**委員（崎山華英）** 何か具体的に、通常の、あらかじめ期日が前もって分かるような選挙とは違って、どれぐらい残業が増えたとか、そういった何かデータとかは出してはいるということですか、具体的には。

○**委員長（景山岩三郎）** 答弁を求めます。

総務課長。

○**総務課長（山崎剛成）** 残業時間数の比較というのは、今ちょっと、まだ確定数値とか出

ていませので、これから検証してみたいというふうに思っています。

(「発注作業とか何か、看板設置が遅くなったとかということはありませんか」の声あり)

○総務課長(山崎剛成) 事務的に遅滞、旭市として、選挙業務の中で遅れたものというものは無いというふうに認識しています。

○委員長(景山岩三郎) 崎山委員。

○委員(崎山華英) ありがとうございます。ほかの自治体によっては、体育館が運動会の日とかぶってしまって使えなくなってしまうとか、そういったいろいろな悪影響があったと聞いていましたので、今回、旭市の場合は、遅滞なくやっていただけて、本当にありがたかったと思います。どうもご苦労さまでした。

私からは以上です。

○委員長(景山岩三郎) ほかに質疑ございますか。

林委員。

○委員(林 晴道) 本会議に引き続いて、細かいところを聞きたいんですけども、看板書替委託料がございまして、初めて気づきました、大きい看板があったんだということが。

それで、その看板の、ちょっとごめんなさい、設置目的と、なぜそこなのか。設置した年月日が分かれば、ちょっと聞きたいと思います。

○委員長(景山岩三郎) 林委員の質疑に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長(山崎剛成) 回答申し上げます。

ただいまちょっと看板の設置した日時とか、その辺のデータを持っていませんので、すぐ答えられませんが、目的につきましては、選挙のやはり啓発活動の一環として立ててある屋外用の広告物ということで、あそこに設置してあるもので、設置した時期につきましては、はっきりとはちょっと不明な点がございしますが、合併前からあそこには設置しているということでございます。

以上です。

○委員長(景山岩三郎) 林委員。

○委員(林 晴道) 合併前は、旭地域全部で250か所のポスター掲示板があったんです。それが合併に伴って投票所が再編されまして、今現在152か所ですか。投票率を上げたい

と、選挙は必要なんだということを、しっかりと本会議場で伺っていますので、何というんですか、予算の使い方の中で、旧旭市に1か所あるわけですね、書き換えが必要な大きい看板が合併前から。それで旧3町にはないんです。ちょっとその辺も加味した予算であってほしいと思うんですが、1か所であるというのは、何か理屈、根拠があるんでしょうか。せつかくであれば、やはり合併前からあったというのであれば、ほかの旧3町のほうにもしっかりと設置をして、呼びかけることができないんでしょうか。お願いします。

○委員長（景山岩三郎） 答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（山崎剛成） 旧3町にもそのような看板を立てられないかということでございますが、旧3町に関しましては、今後、いろいろああいう屋外広告物の関係でございますので、いろんな点に関しまして、やはり課題等もあると思いますので、今後研究していきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

（「根拠はわからないね、1か所にしている」の声あり）

○委員長（景山岩三郎） 総務課長。

○総務課長（山崎剛成） 看板の、なぜあそこに1か所なのかとかということなんですけれども、やはり何か所かあった中で、老朽化により減らしてきて、結果的にあそこになったということで、外にあるものは、やはりそのように老朽化するということがネックになっているところでございますけれども、今現在、別の媒体で啓発することも可能になっているということで、今、1か所ということになっているのが現状でございます。

以上です。

○委員長（景山岩三郎） 林委員。

○委員（林 晴道） 例えば、市議員選挙なんかになると、これはちょっとシビアで、デリケートな問題になろうかと思うんです。であれば、いっそのことなくしてもらうとか、あとは旧市だとか、そうしたら一中学区にないじゃないかとかあるかも分からないので、しっかりと調査をした上で、看板の書き換え、しっかりと予算、税金が出ているわけだから、早めにその辺の判断をしてもらえないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○委員長（景山岩三郎） 質疑に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（山崎剛成） 選挙管理委員会のほうといたしましても、やはり公正公平な立場を考えながら、今後、研究、検討していきたいと思ひますので、よろしくお願ひしたいと

思います。

○委員長（景山岩三郎） ほかにございますか。

（発言する人なし）

○委員長（景山岩三郎） 特にないようですので、議案第 15 号の質疑を終わります。

総務課長。

○総務課長（山崎剛成） 先ほどのちょっと 1 件、答弁漏れがあったのを。

○委員長（景山岩三郎） どうぞ。

○総務課長（山崎剛成） 先ほど、林委員のほうから質疑ございました、人事院勧告関係の条例のときの質疑の中で、本会議での回答をさせていただきました。市内の 50 人以上の事業所の業種ということで、区分ごとの業種のほうの数字が出ましたので、回答させていただきます。

まず、製造業です。多い順に言いますと、製造業が 20 事業所、あと医療福祉関係が 12 事業所、あと卸売業・小売業で 11 事業所というところが主なものとなっています。

以上です。

○委員長（景山岩三郎） 以上で、付託議案についての質疑は終わりました。

議案の採決

○委員長（景山岩三郎） これより討論を省略して、議案の採決を行います。

議案第 1 号、令和 6 年度一般会計補正予算の議決についてのうち所管事項について、賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（景山岩三郎） 全員賛成。

よって、議案第 1 号は原案のとおり可決されました。

議案第 2 号、旭市議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（景山岩三郎） 全員賛成。

よって、議案第 2 号は原案のとおり可決されました。

議案第 3 号、旭市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○委員長(景山岩三郎) 全員賛成。

よって、議案第 3 号は原案のとおり可決されました。

議案第 4 号、旭市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○委員長(景山岩三郎) 全員賛成。

よって、議案第 4 号は原案のとおり可決されました。

議案第 5 号、旭市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○委員長(景山岩三郎) 全員賛成。

よって、議案第 5 号は原案のとおり可決されました。

議案第 6 号、旭市使用料及び手数料に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○委員長(景山岩三郎) 全員賛成。

よって、議案第 6 号は原案のとおり可決されました。

議案第 10 号、千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について、賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○委員長(景山岩三郎) 全員賛成。

よって、議案第 10 号は原案のとおり可決されました。

議案第 12 号、指定管理者の指定について、賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○委員長(景山岩三郎) 全員賛成。

よって、議案第 12 号は原案のとおり可決されました。

議案第 15 号、専決処分の承認について、賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○委員長(景山岩三郎) 全員賛成。

よって、議案第 15 号は原案のとおり承認されました。

以上で、本委員会に付託されました議案の審査は、終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては、委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(景山岩三郎) ご異議ないようですので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

○委員長(景山岩三郎) 以上をもちまして、本委員会を閉会いたします。

大変ご苦勞さまでございました。ありがとうございました。

閉会 午前 11 時 57 分

旭市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

旭市議会総務常任委員会委員長 景山岩三郎